

# 大町市(長野県)

(2006年4月5日現在)

## 1. 新市の基礎情報

合併の期日：2006年1月1日	合併の方式：新設・ <b>編入</b>	
市となるべき要件の特例の適用： <input checked="" type="checkbox"/> (人口要件)・市の全域を含む新設合併)・無		
人口 <sup>(1)</sup> ：33,550人(高齢化率 <sup>(2)</sup> 23.8%)	面積 <sup>(3)</sup> ：564.99k m <sup>2</sup>	
議員数 <sup>(4)</sup> ：24人(法定上限26人)	一般職員数 <sup>(5)</sup> ：343人	
財政力指数 <sup>(6)</sup> ：未算出	経常収支比率 <sup>(7)</sup> ：未算出	
2004年度歳入予算額 <sup>(8)</sup> ：16,508,600千円		
うち、地方税4,520,886千円、地方交付税4,952,518千円		
合併特例債発行予定額 5,000百万円／同限度額 10,570百万円		
産業構造 <sup>(9)</sup> ：第一次産業9.3%、第二次産業36.4%、第三次産業54.3%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。  
 (4)：合併時の数。(5)：2006年1月1日現在。(普通会計に属する職員数) (8)：2004年度当初予算額。

## 2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 <sup>(1)</sup>	高齢化率 <sup>(2)</sup>	面積 <sup>(3)</sup>	議員数 <sup>(4)</sup>	一般職員数 <sup>(5)</sup>	財政力指数 <sup>(6)</sup>	経常収支比率 <sup>(7)</sup>
旧大町市	31,011人	23.3%	464.84k m <sup>2</sup>	22人	309人	0.59	78.5%
旧八坂村	1,257人	29.7%	33.94k m <sup>2</sup>	10人	43人	0.11	94.3%
旧美麻村	1,282人	30.5%	66.21k m <sup>2</sup>	10人	43人	0.12	90.6%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。  
 (4)：合併直前の定数。(5)(6)(7)：2003年度「市町村別決算状況調」。

## 3. 合併の特徴

<p>(1) 合併の理由・目的&lt;②地方分権推進、⑥行政改革、⑦生活圏域に即した対応&gt;</p> <p>これからの社会構造の変化に対応するため「自立できる自治体」として行財政能力を蓄え、併せて住民が主体的に地域活動や社会活動を主導する協働型社会へと転換を図るため。</p>
<p>(2) 合併のプロセスで重視したこと&lt;②住民の理解、①関係市町村間の合意、⑤新市の名称&gt;</p> <p>&lt;最も重視したことの具体的な内容&gt;</p> <p>住民懇談会を3年間で延べ200回開催し合併に関する情報提供に努め、新市の名称については、関係市村住民のアンケート調査を実施した。</p>
<p>(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等&lt;①首長、②議会・議員&gt;</p> <p>&lt;合併推進の具体的な活動&gt;</p> <p>政治的な判断を要する案件や調整困難な案件については、合併協議会開催前に首長会議を実施し、事前に調整を図った。</p>

#### 4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
特になし。	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
近隣市町村で組織する広域連合で研究会を設置し、基礎的指標や財政状況などをまとめて報告書を作成した経過はある。その後、任意協議会設立の参加を呼び掛けたが全市町村には参加をいただけなかった。	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
⑥広域連合の構成市町村の一部、⑧広域市町村圏の構成市町村の一部、⑪生活圏が一致	
(4) 合併の端緒	
2002年10月、広域連合の正副連合長会議での会長の呼掛け。	
(5) 任意の合併協議会（設置期間：2003年3月15日～2004年1月31日）	
構成メンバー	首長、議員各5名、都道府県職員（北安曇地方事務所長）、商工団体、農協計26名
運営上の工夫	情報提供は、広報誌の発行や専用ホームページを開設した。また、専用ホームページでは、いつでも意見聴取できるよう「何でも意見箱」を設けた。
(6) 法定協議会（設置期間：2004年2月1日～2005年12月31日）	
住民発議等	有（直接請求・住民発議）・ <input type="checkbox"/> 無
構成メンバー	首長、議員各5名、都道府県職員（北安曇地方事務所長）、知識経験者計29名
運営上の工夫	情報提供は、広報誌の発行や専用ホームページを開設した。また、専用ホームページでは、いつでも意見聴取できるよう「何でも意見箱」を設けた。
(7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）	
＜協議を行ううえでの工夫＞	
新市の名称については、名称検討小委員会を設置し調査・検討を依頼した。	
＜協議開始および決定の時期＞	
	(①方式)            (②期日)            (③名称)            (④位置)            (⑤財産)
協議開始：	03年5月      03年5月      03年5月      03年5月      03年5月
合意：	04年2月      04年11月      04年6月      04年2月      04年2月
＜決定に至るまでに最も難航した項目と解決策＞	
	<input type="checkbox"/> ②期日
任協の協議時点では、合併特例法の改正内容が不確定であったため、「合併特例法の期限までに合併することが望ましい。」と調整されていたが、法改正が明確になると各市村で具体的な期日についての考えが明らかになった。それが、違う期日での主張であったため、各期日についてメリットデメリットを研究し調整した。	
＜基本項目①「合併の方式」の決定理由＞	
	新設・ <input type="checkbox"/> 編入
編入される八坂村、美麻村の住民の理解による。	
＜基本項目②「合併の期日」の決定理由＞	
	2006年1月1日合併
財政措置のメリットデメリットや事務事業等の円滑な移行等を考慮した結果。	

<p>&lt;基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由&gt;</p> <p>決定手続：合併協議会で決定した。</p> <p>選定理由：住民アンケートにより一番数の多かった名称を採用した。</p>	公募 <input checked="" type="checkbox"/> ・無
<p>&lt;基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点&gt;</p> <p>住民の利便性や交通の問題を考慮した結果、旧大町市役所を新市の事務所とした。 (新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い) 新市の支所とした。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 既存施設 ・ <input type="checkbox"/> 新規建設
<p>&lt;基本項目⑤「財産の取扱い」&gt;</p> <p>(新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産) 正負ともになし。</p>	

(8) 新市建設計画 (計画の対象： 全市 or  編入された区域)

計画の期間：10ヶ年

理由 新市が一体性を確立するまでに要する期間、また、合併特例債の活用期間とした。

<策定に当たっての工夫>

3市村の住民代表による協議を経て策定された「新市将来構想案」を基本に策定した。

<関係市町村間での調整が難航した項目>

各市村から提出された事業の内容が膨大であり調整が難航した。

<新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫>

地域の課題を地域自らが解決し、特色ある「まちづくり」を推進するため、新市における住民と行政の協働の仕組みを盛り込んだところ。

<新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画(基本計画・実施計画等)の内容>

参考程度にとどめ、具体的には盛り込んでいない。

単位：百万円 ( )は%	合併前 (2003年度) <sup>(1)</sup>	財政計画		
		2005年度	2010年度	2015年度
歳入合計	16,585	18,532	15,069	13,451
地方税	4,594(27.7)	4,594(24.8)	4,729(31.4)	4,664(34.7)
地方交付税	5,323(32.1)	4,977(26.9)	4,494(29.8)	4,259(31.7)
歳出合計	16,425	18,532	15,069	13,451
人件費	3,106(18.9)	2,953(15.9)	3,013(20.0)	2,553(19.0)
(参考:一般職員数)	(395人)			
公債費	2,696(16.4)	3,081(16.6)	3,497(23.2)	2,493(18.5)
普通建設事業費	2,019(12.3)	2,986(16.1)	1,034(6.9)	1,176(8.7)

(1)2003年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等

新たな設定・変更等は行っていない。

(10) 住民への情報提供等

- ・広報誌等の配布(全26号。配布方法:自治会により全戸配布)
- ・住民説明会の開催(延べ200回開催、延べ5,400人参加)
- ・HPの開設(2003年5月開設、月1回定期更新、アクセス数不明)

(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施	
実施していない。	
(12) 都道府県からの支援	
該当なし。	
(13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
委託費	3,780 千円
委託内容	「新市将来構想」策定業務。

## 5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ( <input checked="" type="checkbox"/> 定数特例 (定数 2 人)・在任特例 (在任期間 年 ヶ月))・無
その理由	激変緩和対策の一環として議員特例を適用した。
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (2006 年 4 月 8 日まで特例措置を適用)・無
その理由	激変緩和対策の一環として特例を適用した。
(3) 三役	
旧大町市	市長は新市の市長、助役は新市の助役、収入役は新市の収入役。
旧八坂村	村長、助役は退職、収入役は不在。
旧美麻村	村長は新市の市議会議員、助役、収入役は不在。
(4) 一般職	
定員管理	2006 年度に定数管理計画策定予定。
給与の調整	<給料表の統一>旧大町市に統一。
役職の調整	原則、編入する大町市の職名を継承した。
(5) 組織・機構の整備方法	
編入する側は原則変更なし。編入される側は新たに組織編成した。	
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法	
特になし。	
(7) 地域審議会等	
設置の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
その理由	合併特例法に基づく自治組織等は設置していないが、市の条例で定める任意の団体として地域自治組織を編入される地域に設置した。
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法	
特になし。	
(9) 上下水道使用料 (調整方針：水道は、1 市 2 制度。下水道は、原則統一)	
上水道料金	料金格差が大きいため、15 年後程度を目途に料金を統一する。
下水道料金	原則統一する。
(10) 上下水道以外の使用料等 (調整方針：原則、編入する大町市に統一する。)	
例外措置	特になし。

(11) 国民健康保険事業の調整 (調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする)		
賦課徴収方法	旧大町市 税・4方式 旧八坂村 税・4方式 旧美麻村 税・4方式	旧大町市に統一する。
所得割	旧大町市 7.37% 旧八坂村 5.3% 旧美麻村 6.3%	2007年度から統一する。
資産割	旧大町市 26.0% 旧八坂村 36.0% 旧美麻村 31.0%	2007年度から統一する。
均等割	旧大町市 17,360円 旧八坂村 14,900円 旧美麻村 16,000円	2007年度から統一する。
平等割	旧大町市 19,600円 旧八坂村 15,800円 旧美麻村 17,000円	2007年度から統一する。
(12) 介護保険事業 (調整方針：従来から同一金額のため調整不要(組合等事業))		
第1号被保険者の月額 の基準保険料	全市村 3,000円	
(13) 電算システムの取扱い		
整備方法	同一であったためシステムは変更なし。	
(14) 町・字の名称・区域		
名称・区域の変更	有・ <input type="checkbox"/> 無	
変更した場合、その内容と理由		

## 6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：未算出	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	策定作業中 (2006年度中に策定予定)
総合計画	策定作業中 (2006年度中に策定予定)
(3) 合併による効果	
<⑤行財政の効率化> 行財政の効率化により、少ない経費で質の高い行政サービスを維持できる。	
<①住民の利便性の向上> 合併前から当地域は、市村の境界を意識しないで日常生活が送られてきていたため、生活圏域に即した対応が可能となった。特に通勤通学や通院に公共交通機関の利用が高いため、市民バスを市内統一の200円とし、より利用しやすくすることができた。	

(4) 合併による問題点と解決策

<①役場が遠くなり不便になる>

市民の利用の高い証明事項等の発行は、旧役場を総合支所とし窓口業務で対応を行っている。

<③人口が増えるため、住民の声が届きにくくなる>

編入された旧村地域にそれぞれ地域住民自治組織を設置して地域の意見も集約できるようにしている。

(5) 残された課題

事務事業で合併後に調整するとした事項。